

平成18年9月11日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号  
株式会社エリアクエスト  
代表取締役社長 清原雅人

### 第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。折返しご送付いたしますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年9月26日（火曜日）午後7時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号  
新宿住友ビル1階 会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第7期（平成17年7月1日から平成18年6月30日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会  
の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第7期（平成17年7月1日から平成18年6月30日まで）  
計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 自己の株式取得の件
  - 第3号議案 定款一部変更の件
  - 第4号議案 会計監査人選任の件
  - 第5号議案 取締役及び監査役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定  
の件
  - 第6号議案 当社従業員及び当社顧問に対してストックオプションとして  
発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任  
する件
4. その他株主総会招集に関する事項  
代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名  
を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

1. 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネットの  
当社ウェブサイト（<http://www.area-quest.com>）において修正後の事項を掲載させ  
ていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださ  
いますようお願い申し上げます。

## 添付書類

### 事業報告

〔平成17年7月1日から  
平成18年6月30日まで〕

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の高騰等の要因により不安定要因が残るものの、企業収益の改善や個人消費の増加が進み、緩やかな景気回復がうかがえる状況となりました。

不動産業界におきましては、企業収益の改善に伴い、大型ビルへの移転ニーズが高まり、首都圏における賃料改善が進んでまいりました。さらに、大型ビルの空室率が低下することにより、中小ビルの需給の改善も進んでまいりました。

このような環境下、当社グループにおきましては、不動産ソリューション事業を主たる事業とし、事業用不動産のビル所有者又はビル経営者に対して、ビルの収益性を追求し資産価値を維持・向上させるためのサービスを提供してまいりました。

当社グループは、当連結会計年度において、グループ事業の再編を行い、グループ事業における求心力を高め事業展開のスピードを加速させてまいりました。グループ事業の再編に伴い、当社の子会社である株式会社エリアクエスト店舗と当社の子会社である株式会社エリアクエストオフィスは、平成18年5月1日付で合併し、社名を株式会社エリアクエスト店舗&オフィスに変更いたしました。また、当社の子会社である株式会社リアルバリューは平成18年6月27日付で解散いたしました。さらに、当連結会計年度においては、営業支援システム開発の第一段階が概ね完了し、大阪支店の本格稼働等、今後の事業基盤を築いてまいりました。

##### 【不動産ソリューション事業】

不動産ソリューション事業におきましては、営業支援システムの本格稼働により営業効率の向上を図り一人当たり売上高を伸ばしてまいりました。前期において展開しておりました不動産売買取引売上220百万円がなくなる一方で実質的に伸びを見せてまいりました。

【その他の事業】

その他の事業におきましては、営業投資有価証券の一部を売却いたしました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は1,580,160千円（前期比24.4%減）、連結経常利益は18,841千円（前期比92.0%減）、連結当期純損失は139,244千円（前期は189,182千円の連結当期純利益）となりました。

なお、事業別の売上高及び概況は次のとおりであります。

（単位 千円，％）

事業の種類別 セグメントの名称	期別	第7期 (平成18年6月期)	
	第6期 (平成17年6月期)	金額	金額
不動産ソリューション事業	1,603,349	1,500,468	93.6
プロパティマネジメント事業	1,095,559	951,165	86.8
アウトソーシング事業	507,790	549,302	108.2
その他の事業	487,851	79,691	16.3
計	2,091,200	1,580,160	75.6

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は81,511千円であります。その主たるものは、営業支援システムソフトウェア投資によるもの33,514千円、営業用車両購入費13,375千円であります。

(3) 資金調達の状況

新株予約権の権利行使に伴い、8,700株の新株式を発行し、160,500千円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期	第 4 期 〔平成14年7月~ 平成15年6月〕	第 5 期 〔平成15年7月~ 平成16年6月〕	第 6 期 〔平成16年7月~ 平成17年6月〕	第 7 期 〔平成17年7月~ 平成18年6月〕 当連結会計年度
	売 上 高(千円)		1,402,931	1,774,013	2,091,200
経 常 利 益(千円)		346,292	403,475	236,509	18,841
当 期 純 利 益(千円)		157,852	267,507	189,182	139,244
1 株当たり当期純利益(円)		3,276.55	2,679.73	907.17	643.71
総 資 産(千円)		1,848,891	2,333,363	2,624,720	2,159,122
純 資 産(千円)		1,388,607	1,719,392	1,744,975	1,736,024

(注) 1. 記載金額は千円未満を、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。

4. 第5期の1株当たり当期純利益は、平成15年8月22日付で1株を2株とする株式分割が行われているため、当該分割が期首に行われたものとして算出しております。

5. 第6期の1株当たり当期純利益は、平成16年8月20日付で1株を2株とする株式分割が行われているため、当該分割が期首に行われたものとして算出しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社の状況

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エリアクエスト 不動産コンサルティング	30,000千円	100%	プロパティマネジメント及びア ウトソーシング事業
株式会社エリアクエスト 店 舗 & オ フ ィ ス ( 東 京 本 社 )	30,000千円	100%	関東圏におけるプロパティマネ ジメント事業
株式会社エリアクエスト 店 舗 & オ フ ィ ス ( 大 阪 本 社 )	30,000千円	100%	関西圏におけるプロパティマネ ジメント事業

企業結合の経過

平成18年5月1日付けで子会社である(株)エリアクエスト店舗と(株)エリアクエストオフィスが合併し、(株)エリアクエスト店舗&オフィス(東京本社)となりました。また、平成18年6月27日付けで、子会社である(株)リアルバリューを清算いたしました。

(10) 対処すべき課題

当社グループは、次のような課題に取り組んでまいります。

管理体制の強化及び固定費の抑制

投資が一巡した中、肥大化した固定費の抑制を図り、更なる管理体制の強化を図ってまいります。

不動産ソリューション事業のさらなる業容拡大

営業プロセス件数の積み上げ、業績の向上を図ってまいります。

「AQ賃貸顧問」及び「サイバー店舗」会員の積み上げ、「定期ビルメンテナンス」のストック収入による収益の確保

ストック収入の前期比50%増を目指してまいります。

(11) 主要な事業内容(平成18年6月30日現在)

当社グループの主要な事業は、事業用不動産のビル所有者又はビル経営者に対して、ビルの収益性を追求し資産価値を維持・向上させるためのサービスを提供し、同時に、事業用不動産を使用する借主に対して、日常的なファシリティ(施設)を効率よく運営するためのサービスを提供する不動産ソリューション事業であります。

(12) 主要な営業所(平成18年6月30日現在)

会社名	名称	所在地
株式会社エリアクエスト	本社	東京都新宿区
株式会社エリアクエスト不動産コンサルティング	本社	東京都新宿区
	名古屋支店	愛知県名古屋市
株式会社エリアクエスト店舗&オフィス (東京本社)	本社	東京都新宿区
株式会社エリアクエスト店舗&オフィス (大阪本社)	本社	大阪府大阪市

(13) 従業員の状況(平成18年6月30日現在)

企業集団の従業員の状況

人数	前連結会計年度末比増減
116名	41名減

当社の従業員の状況

人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15名	4名減	28.4歳	1.4年

(注) 従業員数が前期末に比較して減少していますのは、事業再編に伴う株式会社リアルバリューの解散等によるものであります。

(14) 主要な借入先(平成18年6月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	231,800千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	51,500千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式の状況(平成18年6月30日現在)

発行可能株式総数 864,800株

発行済株式総数 225,000株

(注) 新株引受権付社債の新株引受権及び新株予約権の権利行使により8,700株増加いたしました。

株主数 7,820名

発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	出資比率(%)
清原雅人	80,740	36.67

(注) 出資比率は自己株式4,830株を除外して計算しております。

### (2) 新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況(平成18年6月30日現在)

#### イ. 平成12年7月21日臨時株主総会決議による新株引受権

(第2回新株引受権)

- ・新株予約権の数 -
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数 普通株式 800株
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使時の払込金額 7,500円
- ・新株予約権の行使期間 平成12年7月1日から平成19年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件 (注)

	新株予約権の数(個)	目的である株式の数(株)	保有者数(人)
取締役 (社外取締役を除く)	-	800	1
社外取締役	-	-	-
監査役	-	-	-

ロ．平成13年3月20日定時株主総会決議による新株引受権

(第3回新株引受権)

- ・新株予約権の数 -
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数 普通株式 200株
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使時の払込金額 12,500円
- ・新株予約権の行使期間 平成13年4月1日から  
平成20年3月31日まで
- ・新株予約権の行使条件 (注)

	新株予約権の数(個)	目的である株式の数(株)	保有者数(人)
取締役 (社外取締役を除く)	-	200	1
社外取締役	-	-	-
監査役	-	-	-

ハ．平成15年9月28日定時株主総会決議による新株予約権

(第2回新株予約権)

- ・新株予約権の数 88個
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数 普通株式 1,760株
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使時の払込金額 25,000円
- ・新株予約権の行使期間 平成16年1月1日から  
平成24年12月31日まで
- ・新株予約権の行使条件 (注)

	新株予約権の数(個)	目的である株式の数(株)	保有者数(人)
取締役 (社外取締役を除く)	70	1,400	2
社外取締役	6	120	1
監査役	12	240	2

(注) 1．当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率



2. 行使時に払込をすべき金額は、権利付与日以降に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合、及び株式分割または併合を行う場合には次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

(株式の分割または併合が行われる場合)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分が行われる場合)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}$$

3. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。

権利行使期間中に死亡した割当てを受けた者の相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。

その他権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社の子会社の取締役、従業員又は顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	他 の 法 人 等 の 代 表 状 況 等
代表取締役社長	清 原 雅 人		子会社(株)エリアクエスト不動産コンサルティング 代表取締役社長 子会社(株)エリアクエスト店舗&オフィス代表取締役社長 子会社(株)エリアクエスト店舗&オフィス代表取締役社長
常 務 取 締 役	伊 藤 真 奈 美	管 理 長 管 部	子会社(株)エリアクエスト不動産コンサルティング監査役 子会社(株)エリアクエスト店舗&オフィス監査役 子会社(株)エリアクエスト店舗&オフィス監査役
取 締 役	薄 葉 直 也	営 業 長 営 本 部	子会社(株)エリアクエスト不動産コンサルティング取締役 子会社(株)エリアクエスト店舗&オフィス取締役 子会社(株)エリアクエスト店舗&オフィス取締役
取 締 役	鈴 木 洋		(株)ベルテクノ代表取締役会長
取 締 役	西 田 俊		(株)トランプスコンサルティング代表取締役社長
常 勤 監 査 役	富 田 和 夫		
監 査 役	丸 山 秀 治		
監 査 役	平 山 達 大		ファースト・パートナーズ・グループ(株)代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 鈴木 洋氏及び西田 俊氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役 富田和夫氏、丸山秀治氏及び平山達大氏は、社外監査役であります。  
3. 当該事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。  
退任 平成17年8月3日付 取締役 佐竹 右行 氏

#### 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	当 期 の 支 払 報 酬 額
取 締 役	5 名	57,250千円
監 査 役	3 名	7,800千円
計	8 名	65,050千円

- (注) 取締役の報酬限度額は年額100,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額30,000千円以内であります。

- (4) 会計監査人の状況（平成18年6月30日現在）
- 会計監査人の名称 中央青山監査法人  
（平成18年9月1日付でみすず監査法人に名称変更）
- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| 当社及び当社の連結子会社が支払うべき報酬等の合計額             | 12百万円 |
| 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 12百万円 |
- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の会計監査人であります中央青山監査法人は、平成18年5月10日付で金融庁から、平成18年7月1日から平成18年8月31日までの2ヶ月間（当社に対する業務停止期間は、平成18年7月1日から平成18年7月31日）の業務停止処分を受けました。これにより平成18年7月1日をもって会計監査人の資格を喪失し、当社の会計監査人を退任いたしました。また、当社監査役会は、平成18年8月1日付で中央青山監査法人を一時会計監査人に選任しております。

## 連結貸借対照表

(平成18年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	955,321	流動負債	274,115
現金及び預金	398,553	買掛金	30,132
売掛金	211,716	1年内返済予定長期借入金	147,300
営業投資有価証券	242,740	未払金	86,157
繰延税金資産	54,640	未払法人税等	5,324
その他流動資産	53,751	その他流動負債	5,200
貸倒引当金	6,079	固定負債	148,982
固定資産	1,203,800	長期借入金	136,000
有形固定資産	279,818	繰延税金負債	11,572
建物	156,279	その他	1,410
器具及び備品	91,888	負債合計	423,097
車両運搬具	17,736	純資産の部	
土地	13,913	科 目	金 額
無形固定資産	241,179	株主資本	1,714,695
ソフトウェア	171,718	資本金	991,100
電話加入権	2,342	資本剰余金	418,976
のれん	67,118	利益剰余金	479,839
投資その他の資産	682,803	自己株式	175,220
投資有価証券	318,449	評価・換算差額等	21,329
差入保証金	202,429	その他有価証券評価差額金	21,329
長期貸付金	9,900	純資産合計	1,736,024
長期前払費用	30,264	負債・純資産合計	2,159,122
その他	121,759		
資産合計	2,159,122		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結損益計算書

〔平成17年7月1日から〕  
〔平成18年6月30日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,580,160
売 上 原 価		831,129
売 上 総 利 益		749,030
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		730,843
営 業 利 益		18,187
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	514	
受 取 配 当 金	2,575	
賃 貸 料 収 入	2,279	
そ の 他 営 業 外 収 益	3,860	9,229
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,743	
そ の 他 営 業 外 費 用	831	8,575
経 常 利 益		18,841
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	13,839	
固 定 資 産 売 却 益	880	14,720
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,631	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	17,800	
関 係 会 社 整 理 損	6,344	29,776
税金等調整前当期純利益		3,785
法人税、住民税及び事業税	2,341	
法人税等調整額	140,687	143,029
当 期 純 損 失		139,244

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結株主資本等変動計算書

〔平成17年7月1日から〕  
〔平成18年6月30日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成17年6月30日残高	910,850	338,726	671,951	175,220	1,746,306	1,331	1,744,975
連結会計年度中の変動額							
新 株 の 発 行	80,250	80,250			160,500		160,500
剰 余 金 の 配 当			52,867		52,867		52,867
当 期 純 利 益			139,244		139,244		139,244
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						22,661	22,661
連結会計年度中の変動額合計	80,250	80,250	192,111	-	31,611	22,661	8,950
平成18年6月30日残高	991,100	418,976	479,839	175,220	1,714,695	21,329	1,736,024

## 連結注記表

・連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(連結の範囲等に関する事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社  
連結子会社の名称 株式会社エリアクエスト不動産コンサルティング  
株式会社エリアクエスト店舗&オフィス(東京本社)  
株式会社エリアクエスト店舗&オフィス(大阪本社)  
当連結会計年度において、株式会社エリアクエスト店舗と株式会社エリアクエストオフィスが合併し、株式会社エリアクエスト店舗&オフィス(東京本社)となりました。  
また、当連結会計年度において、株式会社リアルバリューを清算したため、連結の範囲から除外しております。
- (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項  
すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(会計処理基準に関する事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- その他有価証券 時価のあるもの  
(営業投資有価証券を含む) 決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの  
移動平均法による原価法  
ただし、匿名組合出資金は「8. 匿名組合出資金の会計処理方法」に記載しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産 定率法。ただし、建物(建物附属設備を除く)については定額法  
無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法  
長期前払費用 定額法

3. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 4．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかわる方法に準じた会計処理によっております。

#### 5．ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては全て、ヘッジ会計の特例処理の要件を満たすため特例処理を採用しております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

借入金の金利変動リスクをヘッジするために金利スワップを利用しております。

##### (3) ヘッジ方針

金利変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用することを基本方針としております。

##### (4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、全て特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

#### 6．消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

#### 7．営業投資有価証券の会計処理方法

営業目的による投資により、一時的に営業投資先的意思決定機関を支配している要件及び営業投資先に重要な影響を与えている要件を満たすこともありますが、その所有目的は営業投資であり、傘下に入れる目的で行われていないことから当該営業投資先は子会社及び関連会社に該当しないものとし、連結の範囲に含めておらず、また、持分法も適用しておりません。

#### 8．匿名組合出資金の会計処理方法

匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を流動資産の匿名組合出資金として計上しております。

匿名組合から獲得された損益については、損益の純額に対する持分相当額が利益の場合は売上高として、損失の場合は売上原価として会計処理しております。

#### 9．連結子会社の資産及び負債の評価の方法

連結子会社の資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しております。

#### 10．のれんの償却方法

のれんの償却については、5年間の均等償却しております。



11. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の改定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は1,736,024千円であります。

・ 連結貸借対照表注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 228,975千円

2. 当社が保有する有価証券について、当連結会計年度より保有目的の変更に伴い、「投資有価証券」70,000千円を「営業投資有価証券」に振替えております。

・ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末の株式数 (株)
普通株式	216,300	8,700	-	225,000

(注) 発行済株式数の増加は、新株予約権の行使による増加分であります。

2. 自己株式の数に関する事項

連結会計年度の末日における自己株式の数

普通株式 4,830株

3. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成17年9月28日 定時株主総会	普通株式	52,867	250.00	平成17年6月30日	平成17年9月28日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年9月26日 定時株主総会	普通株式	55,042	250.00	平成18年6月30日	平成18年9月26日

4. 事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第2回新株引受権 (平成12年7月21日 臨時株主総会決議)	第3回新株引受権 (平成13年3月20日 定時株主総会決議)	第2回新株予約権 (平成15年9月28日 定時株主総会決議)	第3回新株予約権 (平成15年9月28日 定時株主総会決議)
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	800株	920株	3,860株	800株
新株予約権 の残高	-	-	193個	40個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	7,884円93銭
2. 1株当たり当期純利益	643円71銭

. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年8月24日

株式会社エリアクエスト  
取締役会 御中

中央青山監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 和 田 芳 幸 ・  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 橋 一 生 ・  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エリアクエストの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エリアクエスト及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に関わる監査報告書

当監査役会は、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第7期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役会等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会計計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしながら整備している旨の通知を受けました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年8月28日

株式会社エリアクエスト 監査役会

常勤監査役 富田和夫・

監査役 丸山秀治・

監査役 平山達大・

注) 監査役 富田和夫、丸山秀治及び平山達大は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 貸借対照表

(平成18年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	805,986	流動負債	223,206
現金及び預金	180,870	1年内返済予定長期借入金	147,300
売掛金	10,230	未払金	69,050
営業投資有価証券	242,740	未払法人税等	3,590
前払費用	25,263	その他流動負債	3,264
未収入金	341,105	固定負債	148,982
繰延税金資産	2,963	長期借入金	136,000
その他流動資産	2,813	繰延税金負債	11,572
固定資産	1,579,885	その他固定負債	1,410
有形固定資産	277,982	負債合計	372,188
建物	156,279	純資産の部	
器具及び備品	90,087	科 目	金 額
車両運搬具	17,702	株主資本	1,992,353
土地	13,913	資本金	991,100
無形固定資産	172,412	資本剰余金	418,976
ソフトウェア	171,283	資本準備金	418,976
電話加入権	1,129	利益剰余金	757,497
投資その他の資産	1,129,490	繰越利益剰余金	757,497
投資有価証券	318,449	自己株式	175,220
関係会社株式	480,500	評価・換算差額等	21,329
長期貸付金	9,900	その他有価証券評価差額金	21,329
会員権	55,989	純資産合計	2,013,682
差入保証金	190,123	負債・純資産合計	2,385,871
保険積立金	64,174		
長期前払費用	9,256		
その他	1,095		
資産合計	2,385,871		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 損 益 計 算 書

〔平成17年7月1日から〕  
〔平成18年6月30日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		703,991
売 上 原 価		12,717
売 上 総 利 益		691,274
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		531,045
営 業 利 益		160,229
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	504	
受 取 配 当 金	2,575	
賃 貸 料 収 入	2,279	
そ の 他 営 業 外 収 益	3,098	8,456
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,743	7,743
経 常 利 益		160,942
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	13,839	
固 定 資 産 売 却 益	880	14,720
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,158	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	17,800	
関 係 会 社 整 理 損	47,692	70,650
税 引 前 当 期 純 利 益		105,011
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	950	
法 人 税 等 調 整 額	26,321	27,271
当 期 純 利 益		77,740

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

〔平成17年7月1日から〕  
〔平成18年6月30日まで〕

（単位：千円）

	株 主 資 本					評価・換算差額等	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	繰越利益剰余金				
平成17年6月30日残高	910,850	338,726	732,623	175,220	1,806,979	1,331	1,805,647
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	80,250	80,250			160,500		160,500
剰 余 金 の 配 当			52,867		52,867		52,867
当 期 純 利 益			77,740		77,740		77,740
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						22,661	22,661
事業年度中の変動額合計	80,250	80,250	24,873	-	185,373	22,661	208,034
平成18年6月30日残高	991,100	418,976	757,497	175,220	1,992,353	21,329	2,013,682

## 個別注記表

### ・重要な会計方針

#### 1．有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 (営業投資有価証券を含む)	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 ただし、匿名組合出資金は「6．匿名組合出資金の会計処理方法」に記載しております。

#### 2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法。ただし建物(建物附属設備を除く)については定額法
無形固定資産	自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法
長期前払費用	定額法

#### 3．ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては全て、ヘッジ会計の特例処理の要件を満たすため特例処理を採用しております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

借入金の金利変動リスクをヘッジするために金利スワップを利用しております。

##### (3) ヘッジ方針

金利変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用することを基本方針としております。

##### (4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、全て特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

#### 4．消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

#### 5．営業投資有価証券の会計処理方法

営業目的による投資により、一時的に営業投資先の意思決定機関を支配している要件及び営業投資先に重要な影響を与えている要件を満たすこともありますが、その所有目的は営業投資であり、傘下に入れる目的で行われていないことから当該営業投資先は子会社及び関連会社に該当しないものとしております。



## 6. 匿名組合出資金の会計処理方法

匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を流動資産の匿名組合出資金として計上しております。

匿名組合から獲得された損益については、損益の純額に対する持分相当額が利益の場合は売上高として、損失の場合は売上原価として会計処理しております。

## 7. 重要な会計方針の変更

### (1) 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の改定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

### (2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は2,013,682千円であります。

## . 貸借対照表注記

### 1. 子会社に対する金銭債権

短期金銭債権 328,036千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 215,398千円

## . 損益計算書注記

### 1. 子会社との取引高

売上高 624,300千円

## . 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 4,830株

・ 税効果に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 855千円

営業投資有価証券評価損 733千円

投資有価証券評価損 2,306千円

その他 2,136千円

計 6,030千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額 14,639千円

繰延税金負債の純額 8,609千円

・ リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

・ 1株当たり情報に関する注記

1 . 1株当たり純資産額 9,146円04銭

2 . 1株当たり当期純利益 359円39銭

・ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年8月24日

株式会社エリアクエスト  
取締役会 御中

中央青山監査法人

指 定 社 員 公認会計士 和 田 芳 幸 ・  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 大 橋 一 生 ・  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エリアクエストの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしながら整備している旨の通知を受けました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年8月28日

株式会社エリアクエスト 監査役会

常勤監査役 富田和夫・

監査役 丸山秀治・

監査役 平山達大・

注) 監査役 富田和夫、丸山秀治及び平山達大は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、株主の皆様のご支援にお応えすべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金250円その総額55,042,500円といたしたいと存じます。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成18年9月27日

#### 第2号議案 自己の株式取得の件

資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行が可能なように、会社法第156条の規定に基づき、平成18年9月27日から平成19年3月31日までに、当社普通株式5,000株、取得価額の総額1億円を限度として、取得することにつきご承認をお願いいたしますと存じます。

#### 第3号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

(1) 周知性の向上及び公告手続きの合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更し、併せて不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法を定めるものです。(変更案第5条)

(2) 「会社法」(平成17年法律第86号)の施行に伴い、以下のとおり変更するものです。

株主に効率的かつ充実した情報提供を可能にするために、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供規定を新設するものです。(変更案第17条)

議決権の代理行使において、株主総会の円滑な議事運営のため議決権を行使できる代理人の人数を定めるものです。(変更案第15条第1項)

会社法第370条の規定に基づき、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、取締役会の書面決議を可能とする規定を新設するものです。(変更案第24条第2項)

社外監査役にふさわしい人材の確保を容易にするべく、社外監査役との間で責任限定契約を締結できるよう規定を新設するものです。(変更案第38条第2項)

その他、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び移設など、全般にわたり所要の変更を行うものです。

(3) その他、上記の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(機 関)
(公告の方法)	第4条 当社は、株主総会および取締役会のほか、 <u>次の機関を置く。</u>
第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	1. <u>取締役会</u>
	2. <u>監査役</u>
	3. <u>監査役会</u>
	4. <u>会計監査人</u>
	(公告方法)
	第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行する株式の総数は、864,800株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、864,800株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定め</u>により、取締役会の決議をもって、自己株式を<u>買受けることができる</u>。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く</u>。</p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する</u>。</p> <p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない</u>。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による</u>。</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する</u>。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる</u>。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く</u>。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める</u>。</p> <p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない</u>。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する<u>取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下に同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会 (株主総会の招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p>	<p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会 (株主総会の招集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、<u>議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 取締役会の決議により取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数を<u>もって</u>行う。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、</u>取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当 会 社 は 取 締 役 会 の 決 議 を も っ て、法令の定める限度において、取締役の責任を免除することができる。</p>	<p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当社は社外取締役との間で、法令の定める限度まで、社外取締役の責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(任期) 第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第29条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第30条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第32条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、監査役の責任を免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社は社外監査役との間で、法令の定める限度まで、社外監査役の責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第39条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算 ( 営業年度及び決算期 )</p> <p>第36条 当社の営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>( 利益配当金 )</p> <p>第37条 当社の利益配当金は、毎年6月30日の<u>最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</u></p> <p>( 中間配当 )</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の<u>最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>( 配当金の除斥期間 )</p> <p>第39条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受理されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>( 任期 )</p> <p>第40条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算 ( 事業年度 )</p> <p>第41条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。</p> <p>( 剰余金の期末配当の基準日 )</p> <p>第42条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>( 中間配当 )</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として<u>中間配当をすることができる。</u></p> <p>( 配当の除斥期間 )</p> <p>第44条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受理されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

会社法第328条第1項の定めに基づき会計監査人の設置のため会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	霞が関監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区五番町14
沿革	平成8年3月 霞が関公認会計士共同事務所を、千代田区霞が関一丁目開設 平成10年3月 霞が関監査法人の設立認可（大蔵大臣 認可番号；蔵証第586号） 平成11年3月 千代田区五番町に事務所を移転 平成16年7月 霞が関監査法人 大阪事務所開設 平成16年9月 Baker Tilly Internationalに加盟

#### 第5号議案 取締役及び監査役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定の件

##### 1. 提案の理由

当社は、取締役及び監査役について、当社の業績向上に対する貢献意欲を高めるため、ストックオプションとして新株予約権を割り当てることとしております。会社法（平成17年法律第86号）施行前におきましては、ストックオプションについて、株主様以外の方に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続において当社株主総会の特別決議によるご承認をお願いしておりましたが、会社法施行後、当社取締役及び監査役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権が取締役及び監査役の報酬等の一部であると位置づけられたことに伴い、取締役及び監査役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定につきご承認をお願いするものであります。

## 2. 議案の内容

- (1) 当社の取締役の報酬等の額は、年額1億円以内に定め今日に至っておりますが、これを年額8,000万円以内に減額し、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額2,000万円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。なお、この報酬等の額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与を含まないものといたします。現在の取締役の員数は、5名であります。また、当社の監査役の報酬等の額は、年額3,000万円以内に定め今日に至っておりますが、これを年額2,500万円以内に減額し、上記の監査役の報酬等の額とは別枠として、当社監査役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額500万円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。現在の監査役の員数は、3名であります。
- (2) 当社の取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたしたく存じます。

新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数は、2,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数は、普通株式2,000株を上限とする。

各新株予約権の目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式1株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の終値（取引が



成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権を行使することができる期間

割当日から10年以内とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他の新株予約権の内容

その他の募集事項及び細目(上記 から までの事項におけるその他の事項を含む。)については、取締役会の決議によって定めるものとする。

- (3) 当社の監査役に対してストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたしたく存じます。

新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数は、500個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数は、普通株式500株を上限とする。

各新株予約権の目的である株式の種類及び数(以下、「付与株式数」という。)は普通株式1株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

#### 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

#### 新株予約権を行使することができる期間

割当日から10年以内とする。

#### 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### その他の新株予約権の内容

その他の募集事項及び細目（上記 から までの事項におけるその他の事項を含む。）については、取締役会の決議によって定めるものとする。

第6号議案 当社従業員及び当社顧問に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件  
当社従業員及び当社顧問に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、経営参画意識及び業績向上に対する貢献意欲を高めるため、さらに優秀な人材を確保することを目的として、当社従業員及び当社顧問に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

2．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権1,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,000株を上限とし、下記(3)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた株を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式の数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。

ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設併合を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に 1 に定める新株予約権 1 個の株数を乗じた金額とする。1 株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に 1.1 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使の場合は含まない。）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権の権利行使期間

平成19年1月1日から平成26年12月31日までとする。ただし、行使期間の終了日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会計計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

また、資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

組織再編等に伴う取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ．交付する再編対象会社の新株予約権の数

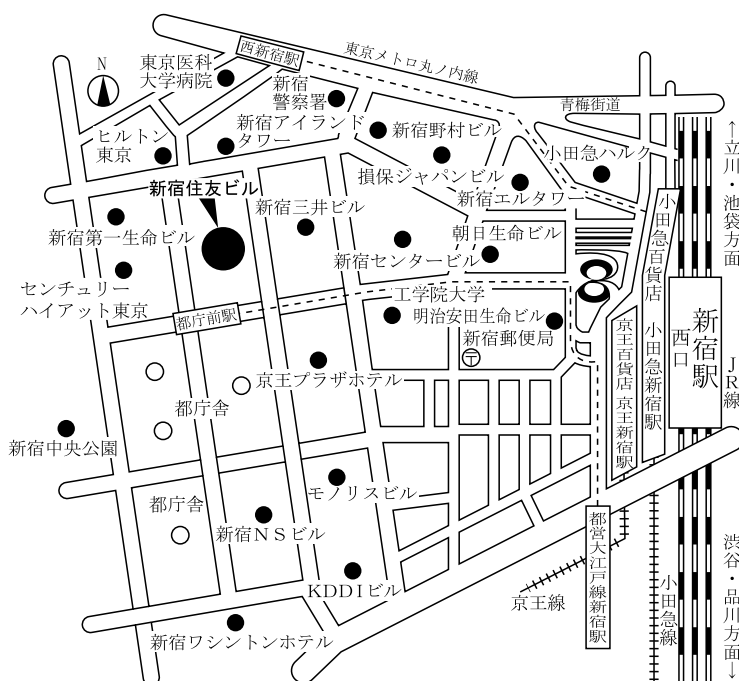
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ロ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 に準じて決定する。
- ニ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、  
定められる行使価額に上記ハ．に従って決定される当該新株予  
約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額と  
する。
- ホ．新株予約権を行使することができる期間  
上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日  
と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 に  
定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資  
本金及び資本準備金に関する事項  
上記 に準じて決定する。
- ト．譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役  
会の決議による承認を要するものとする。
- チ．新株予約権の取得条項  
上記 に準じて決定する。  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満  
たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。  
その他の新株予約権の内容  
その他の募集事項及び細目（上記 から までの事項におけるその  
他の事項を含む。）については、取締役会の決議によって定めるもの  
とする。

以 上

## 第7回定時株主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿二丁目6番1号  
新宿住友ビル1階 会議室



### 株主総会会場までの交通のご案内

新宿駅西口から徒歩約10分

東京メトロ地下鉄丸ノ内線西新宿駅から徒歩約5分

都営地下鉄大江戸線都庁前駅から徒歩約2分

